

# 令和4年度「初等理科教育」編集方針

## 1 年間テーマ

新たな時代における理科授業の創造

～ウェルビーイングの視点を取り入れることで理科授業はどのように充実するのか～

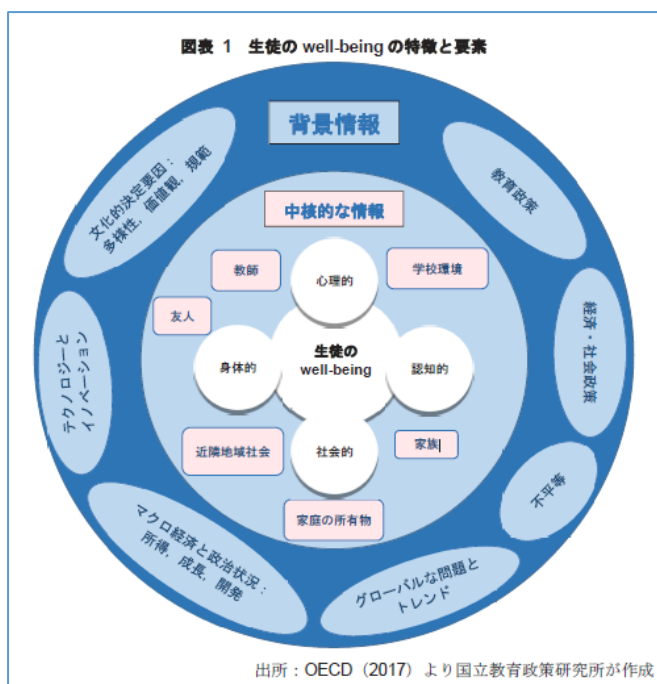
## 2 テーマ設定の理由

### 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力の要請

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきた。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、その指摘が現実のものとなっている。『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申 令和3年1月26日)においては、このように急激に変化する時代の中で、子供たちに求められる資質・能力として、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが求められている。更には、豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越えものごとを成し遂げる力、公共の精神の育成等を図ることなども求められている。

このような中、経済協力開発機構(OECD)では、資質・能力を身に付けていく先にある望ましい未来の在り方を「私たちが実現した未来」として議論を行い、令和元年(2019年)5月に“Learning Compass 2030”を発表している。この中で子供たちがウェルビーイングを実現していくために、「自ら主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力」を身に付けることの重要性が指摘されている。

ウェルビーイングについては、「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き(functioning)と潜在能力(capabilities<sup>7</sup>)である」(出典:OECD 生徒の学習到達度調査 PISA2015年調査国際結果報告書生徒のwell-being 生徒の「健やかさ・幸福度」2017年4月国立教育政策研究所)と定義されている。



## 3 ウェルビーイングと新学習指導要領の関係性

ウェルビーイングの視点は、新学習指導要領の目指す方向性と軌を一にするものである。

しかしながら、ウェルビーイングには、これまでの理科授業において、あまり注目してこなかった「健やかさ、幸福度」、図1に示した「身体的」、「社会的」「多様性」、「価値観」といった要素も含まれている。これらの視点で理科授業を見直したとき、新たな理科授業の姿が見えてくるのではないかと。

#### 4 新たな時代における理科授業の創造に向けて

あらためて、ウェルビーイングは、図2に示した通り、教育の根幹となる教育基本法の考え方も合致するものであり、2030年という新しい時代に向けて、実現を目指すべき目標である。

しかしながら、新学習指導要領の趣旨の実現を目指していることで、今、現場は大変な思いをしている。このような現場の現状に鑑み、新学習指導要領に+ $\alpha$ のウェルビーイングの視点を取り入れることで、より新学習指導要領が目指す理科授業の実現につながり、子供が理科の意義や有用性、社会とのつながりを実感できるのではないかと考えた。

本会報誌が、全国の先生方が新たな理科授業について考え、未来を変えていく授業づくりのための一助となることを期待したい。

教育基本法との 関連	教育基本法第2条は「教育の目標」として、「豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」（同条第1項）や「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（同条第4項）等を規定しているが、これらは <u>ウェルビーイングの考え方に合致するものである</u> 。教育基本法第1条では「平和で民主的な国家及び社会の形成者として」必要な資質を備えた国民の育成を期することとしており、また、同法第2条では「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」としているが、これらは、 <u>エージェンシー（Agency）の考え方に合致するものである</u> 。「OECD Learning Framework 2030（2030年に向けた学習枠組み）」
---------------	---

(図2 教育基本法との関連)